

◎法人の代表印について

税証明の申請にあたって使用できる代表者等印の種類は、下記のとおりです。

申請人	印鑑の種類
本社の代表者または、支店・営業所の代表者	①「会社名の入っている代表者印」 ②「会社印」と「会社名のない代表者印」の併印 ③代表者印として法務局へ登録している「会社名の入っていない代表者印」または「代表者個人の私印」等 ※ ただし、印鑑登録証明書(コピー可)の提示が必要です。

【例】

「〇〇株式会社」の「代表取締役」が「酒田 一郎」で、かつ
 「〇〇株式会社〇〇支店」の「支店長」が「平田 太郎」だった場合

①

または、

②

または、

または、

または、

③

または、

または、

または、

※代表者印として法務局へ登録済みの場合で、印鑑証明書(コピー可)の提示が必要です。

※上記の法人の代表者印を持参している者及び法人の代表者印が押印された申請書を持参した者は、法人の使者として扱い、本人に準じるものとします。(委任状は不要)